

## 大町市 保育所等利用調整基準

保育所等の各年齢において、受け入れ定員を上回る保育の利用申し込みがあった場合は、以下により優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所を決定する。

### 【優先順位の決定方法】

父、母それぞれについて、当てはまる基本指数の中で一番高いものを決定し、父と母の指数を比較しより低い指数を基準指数とする。基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとする。

#### (1)基本指数

| 入園の要件          | 内容                                                             | 点数 |
|----------------|----------------------------------------------------------------|----|
| 就労             | 月160時間以上就労している者                                                | 20 |
|                | 月140時間以上160時間未満就労している者                                         | 19 |
|                | 月120時間以上140時間未満就労している者                                         | 18 |
|                | 月100時間以上120時間未満就労している者                                         | 17 |
|                | 月80時間以上100時間未満就労している者                                          | 16 |
|                | 月60時間以上80時間未満就労している者                                           | 15 |
|                | 自営業や農業などで、添付種類の提出が無い場合                                         | 7  |
| 求職活動<br>起業準備   | 求職活動を継続して行っている、起業に向けた準備を行っている                                  | 7  |
| 妊娠・出産          | 入園月時点で産前3か月～産後3か月                                              | 18 |
| 育児休業中の<br>継続利用 | 育児休業取得時に既に保育園を利用している児童で(2歳児クラス以上に限る)、継続利用が必要であること              | 7  |
| 家庭保育           | 3歳未満の子供を家庭で保育している(3歳以上児の入園に適用)                                 | 7  |
| 保護者の<br>疾病・障害  | おおむね1か月以上の入院                                                   | 18 |
|                | おおむね1か月以上常時臥床の状態 または要介護度4・5                                    | 17 |
|                | 通院加療を行い、常に安静を要する または要介護度3                                      | 16 |
|                | 通院加療を要し、おおむね半月以上の安静を要する 要介護度2                                  | 15 |
|                | その他                                                            | 7  |
| 同居の親族の<br>介護   | 同居親族が1カ月以上入院し、付き添いをしている                                        | 15 |
|                | おおむね半月以上、障がい児の介護、通園、通学、通院にあたっている                               | 10 |
|                | 常時、同居親族の長期療養の看護、介護を要する                                         | 7  |
| 災害復旧等          | 火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている                                      | 18 |
| 就学             | 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている                                          | ※1 |
| 虐待・DV          | 福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの                                         | 20 |
| その他            | 保護者が大町市内の保育所等(※2)で月の就労時間が120時間以上の保育士等(※3)として就労しているまたはその予定がある場合 | 19 |

※1 就学については就労の指数を準用する

※2 大町市内に所在する保育園、認定こども園、家庭的保育事業所、認可外保育施設等

※3 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等

#### (2)調整指数

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等)                | 10 |
| 生活保護法による被保護世帯                               | 5  |
| 兄弟姉妹入所(既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合)              | 3  |
| 福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる | 5  |
| 育児休業明けである                                   | 5  |

#### (3)点数の合計が同一の場合の優先度

|                   |
|-------------------|
| 1 兄弟姉妹が既に入所している世帯 |
| 2 基本指数が高い世帯       |
| 3 養育している子どもが多い世帯  |
| 4 市町村民税額が低い世帯     |
| 5 市税等の滞納が無い世帯     |